

第2期山北町
子ども・子育て支援事業計画(案)
〈2020年度～2024年度〉

神奈川県山北町

令和元年12月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 子どもを取り巻く現状	5
1 山北町の概況	5
2 人口と世帯の状況	6
3 就業の状況	10
4 女性の就業状況	11
5 配偶関係の状況	13
6 出生率・合計特殊出生率の推移	14
7 児童数の状況	16
第3章 子育て支援の状況	19
1 教育・保育の取り組み	19
2 地域型保育事業・子育て支援事業の状況	24
第4章 施策の展開	35
1 教育・保育提供区域の設定	35
2 保育の必要性の事由と認定区分	35
3 ニーズ量の見込みに対応した確保方策	36
4 教育・保育及び地域型保育事業の確保方策	36
5 地域子ども・子育て支援事業の確保方策	41
6 その他の子ども・子育て関連事業の目標	47
7 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	50
8 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携の推進	50
9 多様な事業者の参入意向の把握と参入促進	50
第5章 計画の推進	53
1 計画の推進体制	53
2 専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県との連携	53
3 進捗状況の管理	53
資料編	55
子ども・子育てに関するアンケート調査概要	55

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

わが国の子育て支援対策の経緯は、平成6年の文部・厚生・労働・建設4大臣合意に基づく「エンゼルプラン」をはじめ、平成13年に「仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）」、平成15年に「少子化対策基本法」と、少子化を背景に総合的な施策が講じられてきており、同年、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務付けられ、山北町においては、「山北町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年度から平成21年度までを前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画として、地域の子育て支援体制づくりを推進してまいりました。

平成24年8月には、「子ども・子育て関連3法」が成立し、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すこととなりました。関連3法のうちの1つである「子ども・子育て支援法」により、市町村は5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられています。

山北町では、平成27年度～平成31年度を計画期間とする、「山北町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども及び子どもを養育している方に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの子どもとその家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境づくりを進めてきました。

こうした中、幼児教育・保育の無償化や消費税の増税、発達支援が必要な子どもの増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化してきていることから、現行計画を見直し、「第2期山北町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

【子ども・子育て関連3法とは】

子ども・子育て新制度の構築にあたり、必要となる事項を定めた次の3つの法律を合わせて子ども・子育て関連3法と呼びます。

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部を改正する法律
- ③ 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法の改正等）

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図る。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業などを計画的に整備し、待機児童の解消や多様な教育・保育の充実を図る。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図る。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

「山北町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」に掲げられる基本理念（第2条）、と市町村の責務（第3条第1項）を踏まえ、同法第61条第1項に計画策定の根拠が規定されています。

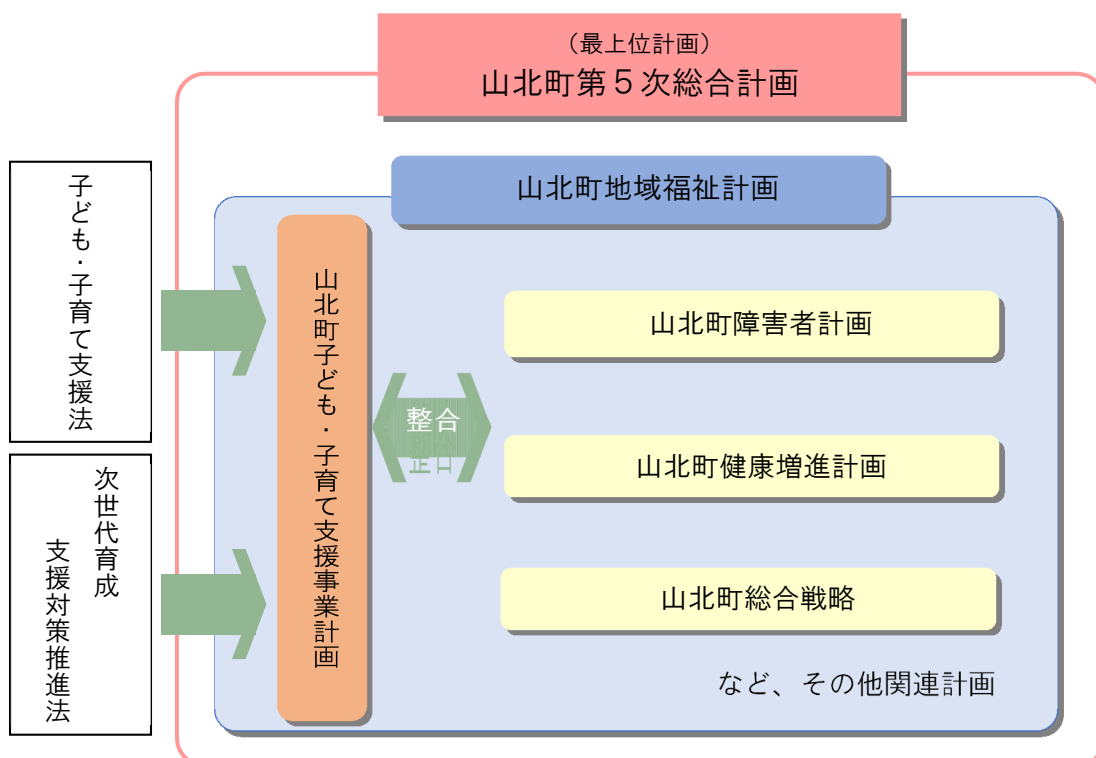
また、同法第77条に基づき、条例により設置している「山北町子ども・子育て会議」で委員の意見を聴取して策定しています。

(2) 関連計画との関係

「山北町子ども・子育て支援事業計画」は、町における最上位計画である「山北町第5次総合計画」において、子育て支援の総合的推進に関する事項として重要な位置付けがされており、山北町地域福祉計画や山北町障害者計画等、関連する諸計画と連携・調和を図り、適切に施策を推進していきます。

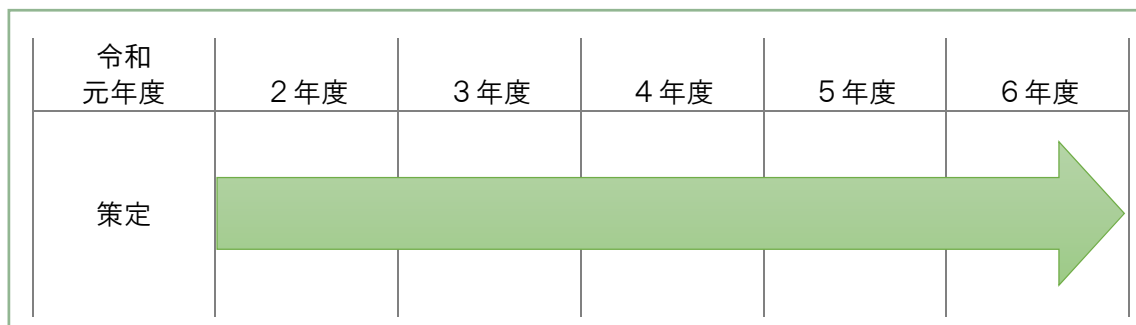
また、平成27年度までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法が、平成26年4月、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律により10年間の延長が決定しています。

今般策定する「第2期山北町子ども・子育て支援事業計画」は、「山北町子ども・子育て支援事業計画」同様、「山北町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の内容を継承及び反映させた一体のものとし、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するものとします。



3 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和6年度（2024年度）までの5年間を、第2期計画期間として策定します。



4 計画の策定体制

この計画の策定にあたって、令和元年度に就学前の児童や小学校に通う児童の保護者を対象とした「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施し、教育・保育のニーズ量を算出しました。この調査の結果やこれまでの実績を踏まえ、子育て当事者等の意見を反映するとともに、町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による町民、学識経験者、子育て関連事業従事者等で構成する「山北町子ども・子育て会議」を条例により設置し、計画の内容等の審議を行いました。

第2章

子どもを取り巻く現状

2 人口と世帯の状況

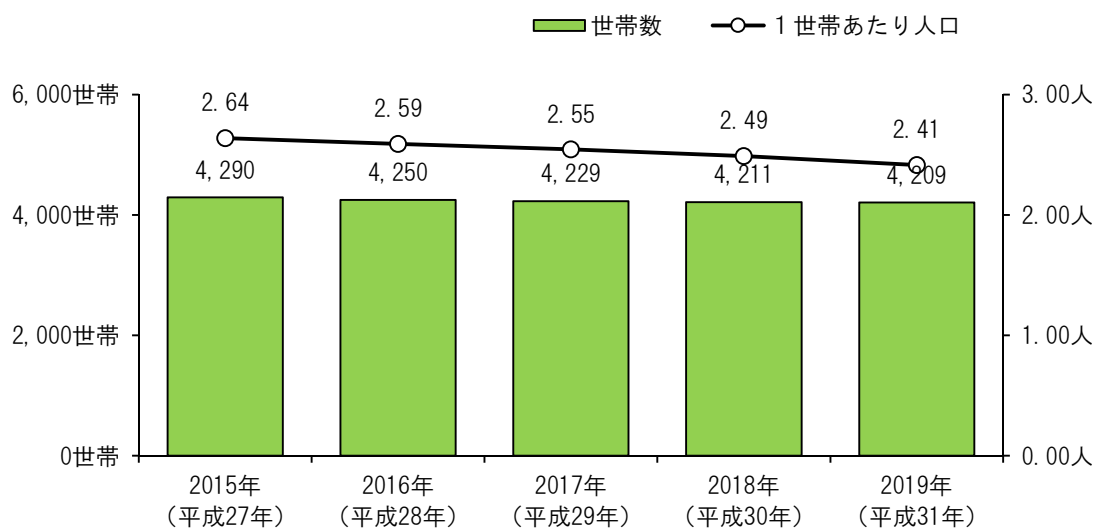
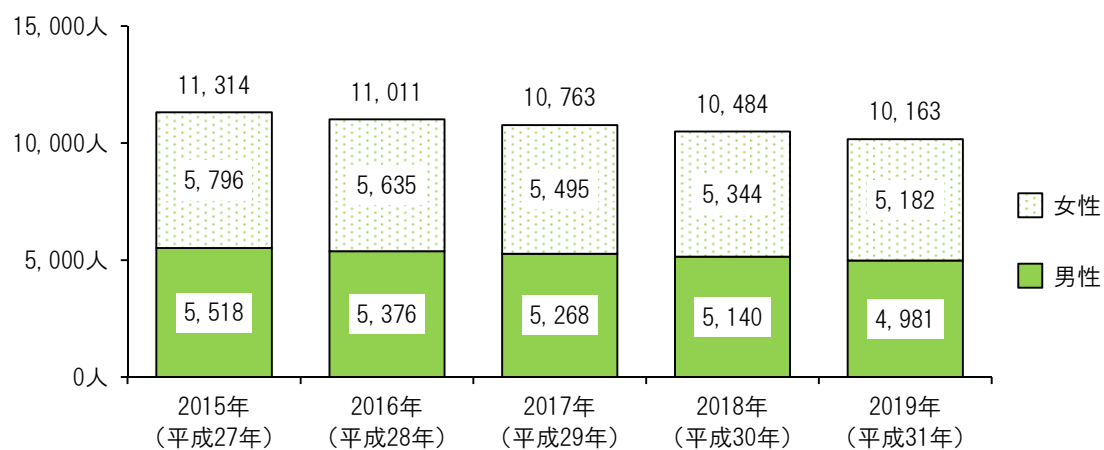
(1) 総人口と総世帯の状況

本町の総人口は、平成31年4月1日現在、10,163人となっています。平成29年以降、総人口は11,000人を下回り、減少傾向が続いています。

また、平成31年の世帯数は4,209世帯で、世帯数も減少傾向が続いています。

平成31年の1世帯あたりの人口は2.41人で、世帯の少人数化も進んでいます。

■総人口と総世帯の状況■

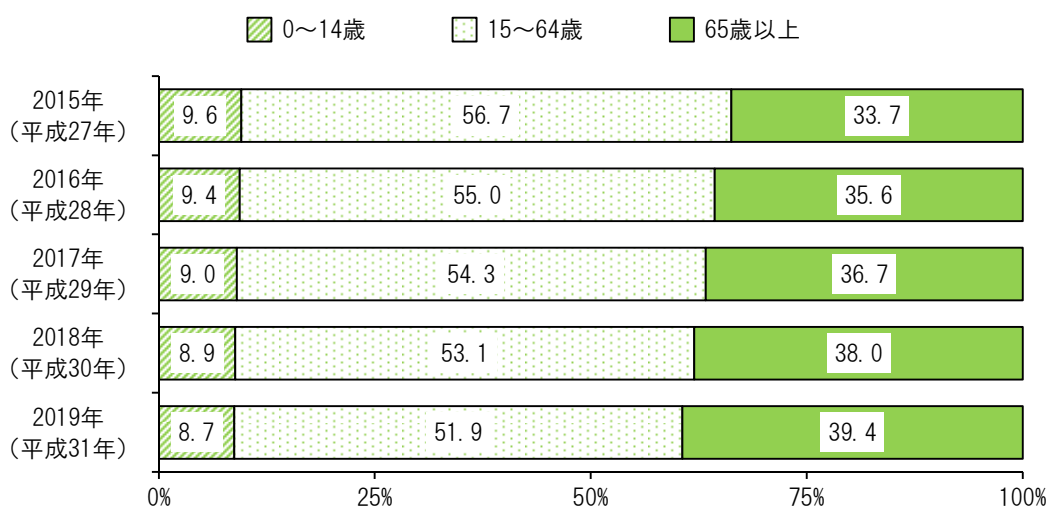
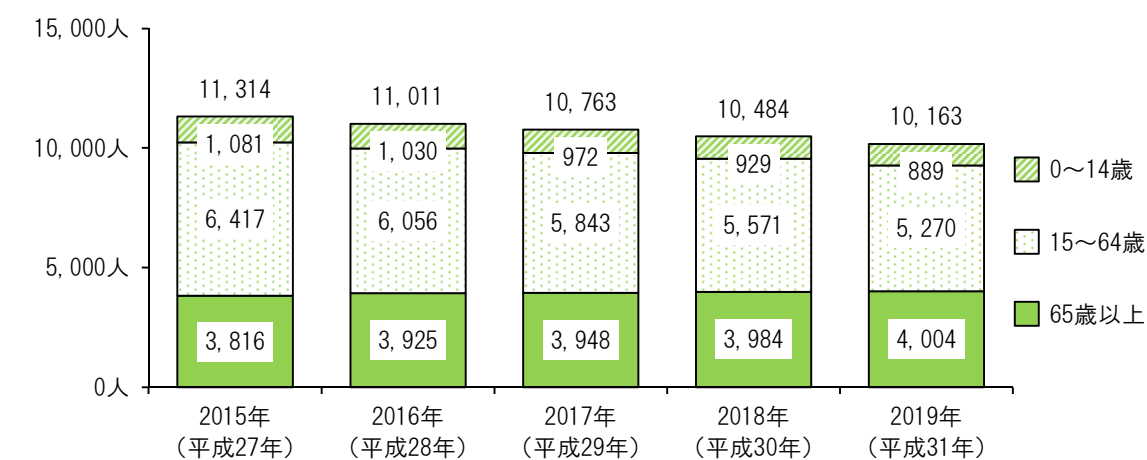


(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産人口（15～64歳）の2区分が著しく減少傾向にあります。

一方で、高齢人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成31年には39.4%を占めています。

■年齢3区分別人口の推移■



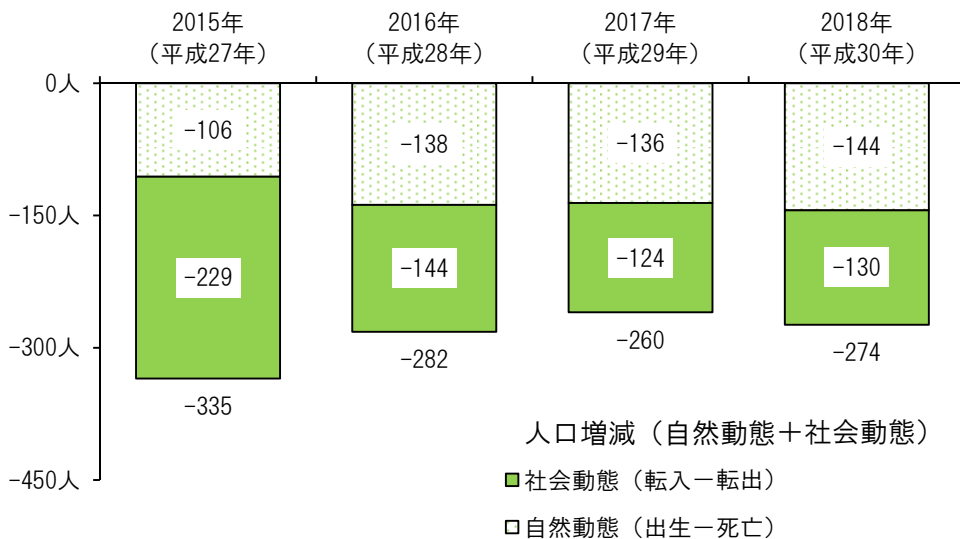
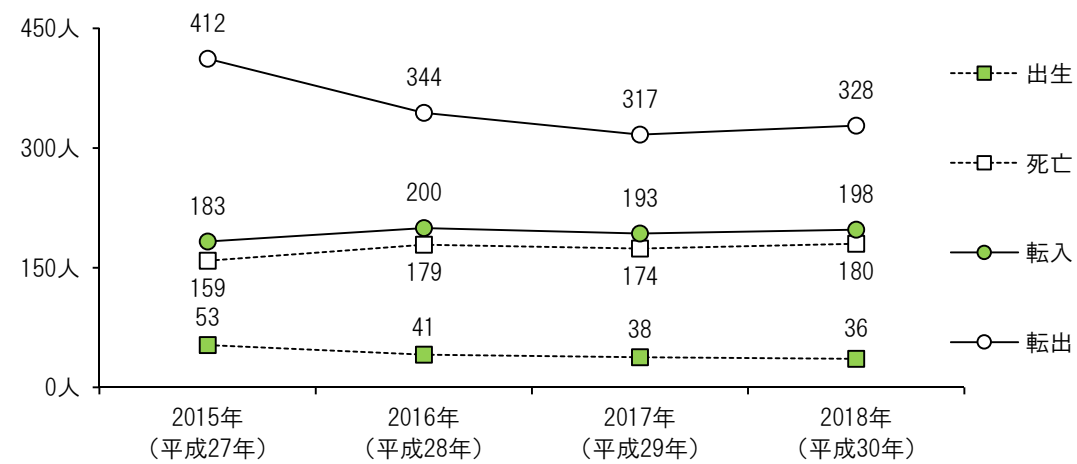
(3) 人口動態

平成27年から平成30年までの人口動態についてみると、自然動態では死亡が出生を上回る自然減の状態が続いており、平成30年の自然減少は144人となっています。

また、社会動態においては、転出が転入を上回る社会減少の状態が続いており、平成30年の社会減少は130人となっています。

自然増減と社会増減とを積み上げた人口増減では、平成30年に274人減となっています。

■人口動態の推移■

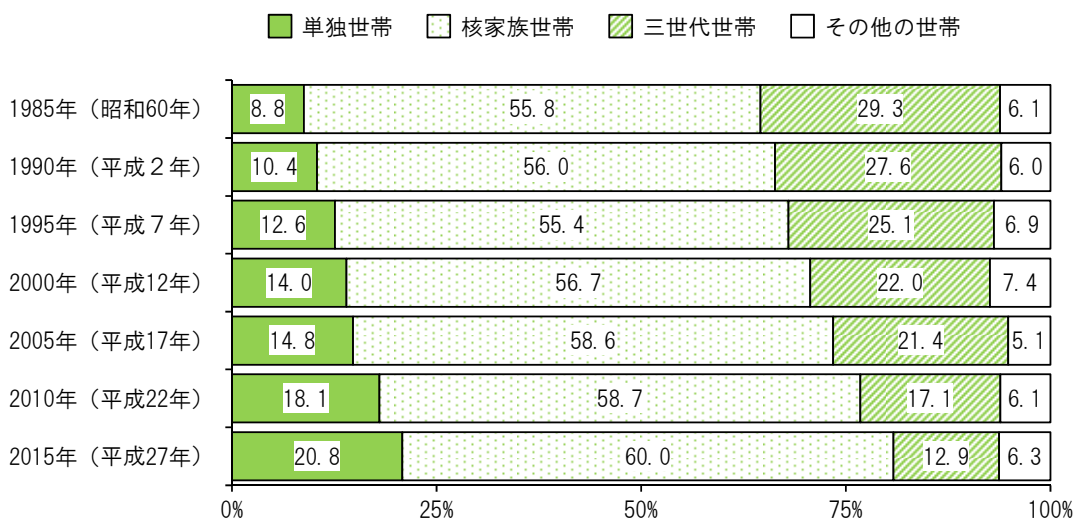
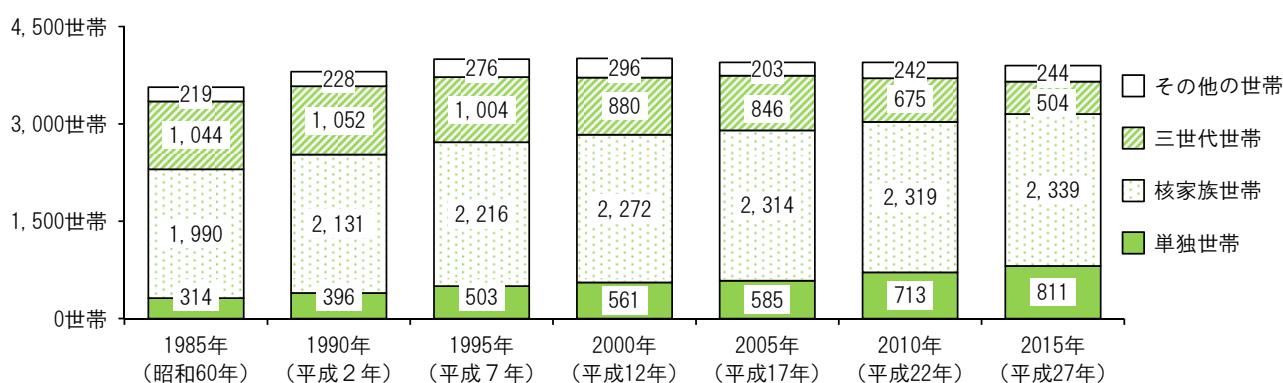


(4) 世帯類型の推移

世帯類型の推移については、一般世帯は平成12年までは増加傾向にあり、以降はほぼ横ばいとなっています。

内訳を見ると、近年では単独世帯、核家族世帯が増加傾向にあります。一方で、三世帯世帯は顕著に減少しています。

■ 世帯類型の推移 ■



3 就業の状況

総就業人口は、平成12年以降、総人口の減少に伴って減少傾向に転じ、平成27年では5,279人となっています。

産業別就業人口を見ると、1次産業、2次産業の就業人口は減少傾向にあり、平成27年ではそれぞれ全体の6.7%と28.8%となっています。

3次産業については、平成7年まで増加傾向にありましたが、総人口や生産年齢人口の減少に伴い、減少傾向に転じています。ただし、平成27年では全体の62.4%を占めており、総就業人口に占める3次産業の割合は最も高く、就業人口は1次産業、2次産業から3次産業へ移行してきていることがわかります。

■就業の状況■

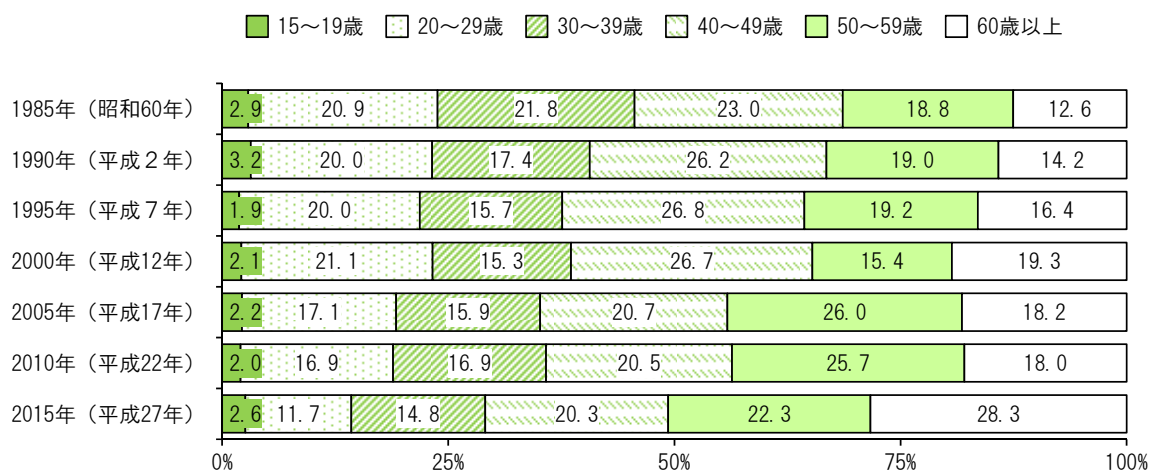
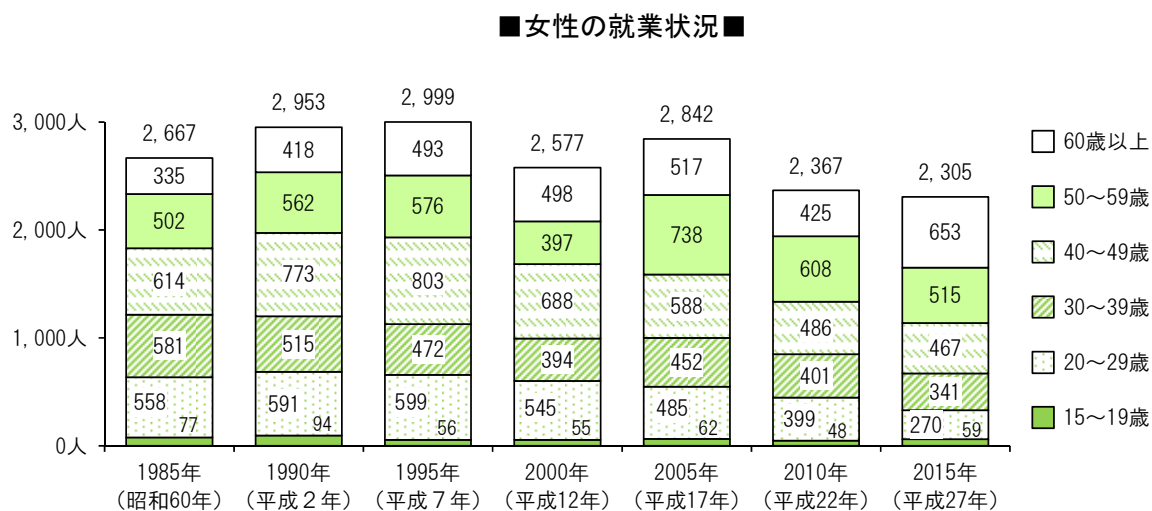
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		14,082人	14,342人	14,340人	13,605人	12,655人	11,764人	10,724人
総就業人口	(人数)	7,079人	7,477人	7,555人	6,949人	6,459人	5,857人	5,279人
	(人口比)	50.3%	52.1%	52.7%	51.1%	51.0%	49.8%	49.2%
1次産業	(人数)	793人	690人	654人	493人	441人	362人	353人
	(就業人口比)	11.2%	9.2%	8.7%	7.1%	6.8%	6.2%	6.7%
	農業	752人	641人	609人	462人	410人	331人	322人
	林業・狩猟業	38人	44人	38人	30人	25人	28人	27人
	漁業・水産養殖業	3人	5人	7人	1人	6人	3人	4人
2次産業	(人数)	2,876人	2,930人	2,765人	2,421人	2,035人	1,762人	1,520人
	(就業人口比)	40.6%	39.2%	36.6%	34.8%	31.5%	30.1%	28.8%
	鉱業	59人	33人	39人	27人	16人	18人	11人
	建設業	548人	653人	627人	606人	474人	433人	406人
	製造業	2,269人	2,244人	2,099人	1,788人	1,545人	1,311人	1,103人
3次産業	(人数)	3,400人	3,853人	4,120人	4,002人	3,929人	3,637人	3,292人
	(就業人口比)	48.0%	51.5%	54.5%	57.6%	60.8%	62.1%	62.4%
	卸売・小売業・飲食業	940人	1,098人	1,132人	1,133人	1,266人	842人	765人
	金融・保険業・不動産業	161人	185人	216人	187人	157人	173人	122人
	運輸・通信業	660人	606人	627人	574人	564人	513人	436人
	電気・ガス・熱供給・水道業	81人	75人	77人	62人	45人	32人	31人
	サービス業	1,319人	1,628人	1,794人	1,786人	1,656人	1,852人	1,732人
公務・その他	239人	261人	274人	260人	241人	225人	206人	
分類不能の産業		10人	4人	16人	33人	54人	96人	114人
		0.1%	0.1%	0.2%	0.5%	0.8%	1.6%	1.9%

4 女性の就業状況

(1) 女性就業者数

女性就業者数を見ると、人口減少に伴い、女性就業者数も減少傾向にあります。

一方、年代別の構成比を見ると、平成27年では60歳以上が28.3%と最も多く、50歳以上で半数を占めています。



(2) 女性就業率

女性の人口に対する就業率を見ると、平成27年は平成22年に比べて、ほぼ全年代で就業率が高まっています。一方、20代では就業率が低下しており、特に20～24歳では58.2%と6割を下回っています。

